

鹿屋市新規就農者就農支援資金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市新規就農者就農支援資金交付要綱（平成18年鹿屋市告示第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）」を「新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）」に改める。

第2条第1項ただし書中「農業次世代人材投資資金（準備型）」を「就農準備資金」に改める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。